標準処理期間の未設定理由

処　　分　　名	河川予定立体区域における行為の許可
根 拠 法 令 名	河川法
条　　項	第58条の6第1項
所　　管　　課	道路河川管理課

【標準処理期間を未設定とした理由】

過去に申請実績がない、まれである、今後の申請が見込めないなど、実益がない。